

専決第10号

令和2年4月30日

松山市長 野 志 克 仁

令和2年度松山市一般会計補正予算（第2号）を定める専決処分について

特別定額給付金の給付により、迅速かつ的確に家計を支援するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものである。

記

令和2年度松山市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51,607,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ240,220,174千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		41,208,940 千円	51,607,000 千円	92,815,940 千円
	2 国庫補助金	4,043,565	51,607,000	55,650,565
歳 入 合 計		188,613,174	51,607,000	240,220,174

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		97,091,260 千円	51,607,000 千円	148,698,260 千円
	1 社会福祉費	40,944,979	51,607,000	92,551,979
歳 出 合 計		188,613,174	51,607,000	240,220,174